

平成十年法律第二十五号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
(趣旨)

第一条 この法律は、情報化社会に対応し、国税の納稅義務の適正な履行を確保しつつ納稅者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得稅法（昭和四十年法律第三十三号）、法人稅法（昭和四十年法律第三十四号）その他の國税に関する法律の特例を定めるものとする。

第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国税 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号（定義）に規定する国税をいう。

二 国税関係帳簿書類 国税関係帳簿（国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十一年法律第三十七号）第十六条第十一項（保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例）に規定する帳簿を除く。）をいう。以下同じ。）又は国税関係書類（国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）をいう。

三 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式（第五号において「電磁的方式」という。）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

四 保存義務者 国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者をいう。

五 電子取引 取引情報 取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領收書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。の授受を電磁的方式により行う取引をいう。

六 電子計算機出力マイクロフィルム 電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。

（他の国税に関する法律との関係）

第三条 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等

（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

第四条 保存義務者は、国税関係帳簿（財務省令で定めるものを除く。以下この項、次条第一項及び第三項並びに第八条第一項及び第四項において同じ。）の全部又は一部について、自分が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自分が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該国税関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係書類（財務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、財務省令で定めるところにより、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該国税関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該財務省令で定めるところに従つて行われていないときは（当該国税関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該保存義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の財務省令で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第五条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自分が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自分が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該国税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該国税関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第一項の規定により国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該国税関係帳簿の備付け及び保存をもつて当該国税関係帳簿の備付け及び保存を代えている保存義務者は、財務省令で定めるところにより、当該国税関係帳簿又は当該国税関係書類の全部又は一部について、財務省令で定めるところにより、当該国税関係帳簿又は当該国税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該国税関係帳簿又は当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第六条 国税関係帳簿書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条（電磁的記録による保存）及び第四条（電磁的記録による作成）の規定は適用しない。

第七条 所得稅（源泉徵収に係る所得税を除く。）及び法人稅に係る保存義務者は、電子取引を行つた場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

(他の国税に関する法律の規定の適用)

第八条 第四条第一項、第二項若しくは第三項前段又は第五条各項のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従つて備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する他の国税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該国税関係帳簿又は当該国税関係書類とみなす。

前条及び前二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　所得税法第四百四十五条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）及び法人税法第六十四条の九第三項第三号口（通算承認）の規定の適用については、所得税法第四百四十五条第一号及び法人税法第六十四条の九第三項第三号口中「帳簿書類」とあるのは、「帳簿書類」又は電子計算機を使用して作成する国税関係長等書類の表示等の特別に周知する法律（平成十五年法律第二十五号）第四条第一項、第二項告へる第三項有段（国税局長等書類の宣示内記録による表示等）、第五条各項（国税局長等書類の宣示内記録による表示等）。

類の電子計算機出力等の關係による電磁的記録の保存)のいずれかとする。」(同法第百六十六条规定)において準用する場合を含む。)及び法人税法第百二十三条第一号(青色申告の承認申請の却下)。(同法第百四十九条第二項第一号に規定する事項の記録の保存等)の規定による。)第五条各項(同法第百五十五条第一項第一号に規定する事項の記録の保存等)の規定による。)

十六条第一項（青色申告）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法第一百五十条第一項第一号及び法人税法第二百二十三条第一号中「帳簿書類」とあるのは、「帳簿書類」又は「十算幾と申用して年戻二千圓免額系長算書類」の字子等の特例に關する法律第二項、第二項告（國免額系長算書類の言様内記录による字子等、第五五七条）は第三項前段（國免額系長算書類の言様内記录による字子等、第五五七条）

第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条第一項、第二項若しくは第三項前段(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第五条各項(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)若しくは第七条(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)のいずれか」とする。

4 次に掲げる国税関係帳簿であつて財務省令で定めるものに係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルム（政令で定める日以後引き継ぎ当該

かかる場合においては、同法第百五条（過少申告力算の額）の規定によるべき税額（過少申告力算の額）の基礎となるべき事実で、当該修正申告等の原因となるべき電磁的記録等は、該電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外のもの（以下この項において「電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実」という。）があるときは、当該電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額を算定する。

として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。ただし、その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものがあるときは、この限りでない。

一 第四条第一項の規定により国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者の当該国税関係帳簿第五条第一項又は第三項の規定により国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該国税関係帳簿の備付け及び保存

5 に代えている現存義務規定の当該国税関係定簿
記録は、前項次号に規定する磁気記録によつて、
同項に規定する現存義務規定の当該国税関係定簿

言銭に更正若しくは同法第二十五条（引取料に依る預貯金に付する利子の算定）による決定又は納税の告知（同法第三十二号に係る部分に限る）（納税の告知）の規定による決定又は納税の告知をいう。以下この項において同じ。）若しくは納税の告知を受けることなくされた納付（以下この項において「一期限後申告等」という。）があつた場合において、同法第六十八条第一項から第三項まで（重加算税）の規

定に該当するときは、同条第一項から第三項までの重加算税の額は、これらの規定にかかるわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録

に記録された事項に係る事実」という。以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附
錄

（施行期日）
1 この法律は、平成十年七月一日から施行する。
（経過措置）

(経過措置)

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から一年を経過するまでの間ににおける第六条第一項、第二項及び第五項第三号（これらの規定を第九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第六条第一項及び第五項第三号（これを「五月前」と「六月」とする。）によるものとする。

附則（平成二年二月二日法律第一六〇号）抄
第十条の規定は、施行日以後に行な取引情報の授受に係る

抄

- (施行期日) 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日
- 附則 (平成一二年五月三一日法律第九七号) 抄
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。
- (処分等の効力) 第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。
- (罰則の適用に関する経過措置) 第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (その他の経過措置の政令への委任) 第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
- (施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。
- 附則 (平成一四年一月一三日法律第一五一号) 抄
(施行期日) 第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)の施行の日から施行する。
- 第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (その他の経過措置の政令への委任) 第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
- (施行期日) 附則 (平成一六年三月三一日法律第一四号) 抄
(施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一(四) 略
五 次に掲げる規定 信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)の施行の日
- イ 略
ロ 第二条中法人税法の目次の改正規定、同法第二条第三十一条の四から第三十四号まで及び第四十一条の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第十条の次に一条を加える改正規定、同法第十五条の三の改正規定、同法第二十三条の改正規定、同法第八十二条の十七の改正規定、同法第九十三条第二項第二号の改正規定、同法第二百三十八条の改正規定、同法第二百四十五条の五の改正規定、同法第三編第三章第二節中第一百四十五条の四を第一百四十五条の十一とする改正規定、同法第一節中第一百四十五条の三を第一百四十五条の十とし、第一百四十五条の二を第一百四十五条の九とする改正規定、同法第二百四十六条の改正規定、同法第二百四十七条の改正規定、同法第二百四十八条の二の改正規定、同法第二百四十九条の改正規定、同法第二百六十条の改正規定、同法第二百六十二条の改正規定並びに同法附則第二十条の改正規定並びに附則第六十条の規定(その他の経過措置の政令への委任)
- 第六十二条 (この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。)
(施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
- (電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第三条 この法律の施行の日から一年を経過する日までの間における第十二条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条第一項及び第五項第三号の規定(同法第四条第三項の承認に係る部分に限る。)の適用については、同法第六条第二項中「三月前」とあるのは「五月前」と、同項ただし書中「六月」とあるのは「八月」と、同条第五項第三号中「三月」とあるのは「五月」とする。
- (罰則に関する経過措置) 第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年三月三一日法律第二一號）抄

(旅行期日)

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十条 第七条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十一條第三項の規定は、施行日以後に行う電子取引の取引情報について適用し、施行日前に行つた電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

第八十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 二〇一九年三月一日

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

七 次に掲げる規定 信託法（平成十八年法律第百八号）の施行の日
イ ゴル

第一条中法人税法の目次の改正規定（〔第六十一条〕）を〔第六十条の三〕に、「第一目 有価証券の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条の二—第六十一条の四）」を「〔第一目 短期

売買商品の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条）／第一目の二有価証券の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条の二—第六十一条の四）／に改める部分を除く。）、同法第二条第十九号の改正規定（同条第二十八項）を「同条第二十八項」に改める部分を除く。）、同法第二条第十九号の改正規定（同条第二十八項）を「同条第二十七号」とし、同条第二十九

号を同条第二十八号とし、同号の次に一号を加える改正規定、同条第二十九号の二の改正規定、同条第二十九号の三、第三十一号の四及び第三十二号を削り、同条第三十一号の三を同条第三

十二号とする改正規定、同条第三十三号及び第三十四号の改正規定、同条第四十号の改正規定、同条第四十一号の改正規定、同法第四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一編第二章の二の次に一章を加える改正規定、同法第七条の二を削る改正規定、同法第八条の改正規定、同法第十条の二を削る改正規定、同法第十一条の三の改正規定、同編第三章中同条を第十一条の二とする

二十三条第一項の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。）同法第三十七条第六項の改正規定 同法第三十八条第二項第一号の改正規定 同法第三十九条第一項の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第六十一条の二第二十一項を同条第十四項とし、同項の次に二項を加える改正規定（同条第一項を同条第十四項とする部分を除く。）、同編第一章

四十五条の二とし、第一百四十五条の十を第一百四十五条の三とする改正規定、同章第二節中第一百四十五条の十一を第一百四十五条の四とする改正規定、同法第一百四十五条の十二の改正規定、同章

規定、同法第一百六十条の改正規定、同法第一百六十二条第一号の改正規定、同法第一百六十四条第一項の改正規定、同法附則第十九条の次に一条を加える改正規定

並びに同法附則第二十条第二項の改正規定並びに附則第三十四条第四十八条第百三十五条第百三十六条及び第百四十二条の規定並びに附則第百五十四条中株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）附則第八十九条の改正規定

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第百三十六条(附則第三十四条第一項の規定による前項の列によることとされる特定言語をもつての前条の規定による文正前後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の

附則第三条第一項の規定に依る特許申請類の供出ノ法等の特例に関する法律第十一条第三項第五号の規定について、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合にお

けるこの法律の施行後にしては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

（西暦）
附 則
（平成三年三月二九日法律第六号）
抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第十四条中電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条第一項ただし書及び第二項ただし書の改正規定並びに附則第八十六条の規定 令和元年九月三十日

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十六条 第十四条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定は、令和元年九月三十日以後に提出する同条第一項又は第二項の申請書について適用し、同日前に提出した第十四条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条第一項又は第二項の申請書については、なお従前の例による。

（政令への委任） この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一百六条 この附則（令和元年五月三一日法律第六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 附則（令和二年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 一から四まで 略
五 次に掲げる規定 令和四年四月一日
イからルまで 略

（施行期日） 第二十一条の規定

（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）

第十四条 別段の定めがあるものを除き、第三条の規定（附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）、第四条の規定（同号ハに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の地方法人税法（以下「新地方法人税法」という。）、第十三条の規定（同号ヘに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の国税通則法、第十四条の規定（同号トに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の国税徴収法、第十六条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「四年新措置法」という。）、第二十二条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、第二十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「四年新震災特例法」という。）及び第三十条の規定（同号ネに掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の所得税法等の一部を改正する法律の規定は、法人（人格のない社団等を含む。次項及び附則第二十二条において同じ。）の令和四年四月一日以後に開始する事業年度（第三条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下附則第三十二条までにおいて「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下附則第三十二条までにおいて同じ。）が同日前に開始した事業年度（以下この条において「旧事業年度」という。）を除く。）の所得に対する法人税及び同日以後に開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）の所得に対する法人税及び連結法人（旧法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下附則第三十五条までにおいて同じ。）の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第三十七条までにおいて同じ。）の連結所得（旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下附則第三十五条までにおいて同じ。）に対する法人税並びに法人の同日前に開始した課税事業年度（旧事業年度を含む。）の基準法人税額に対する地方法人税については、旧法人税法（第四条の規定による改正前の国税通則法、第十四条の規定による改正前の国税徴収法、第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「四年旧措置法」という。）、第十七条の規定（附則第一条第五号ヌに掲げる改正規定に限る。）による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律、第十八条の規定（同号ルに掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、第二十二条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「四年旧震災特例法」という。）及び第三十条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律の規定は、なおその効力を有する。（政令への委任）

第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日） 第一条 附則（令和三年三月三一日法律第一号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 一から四まで 略
五 次に掲げる規定 令和四年一月一日
イからルまで 略

チ 第十二条の規定及び附則第八十二条の規定

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

- 第八十二条** 第十二条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下この条において「新電子帳簿保存法」という。)第四条第一項及び第五条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する新電子帳簿保存法第四条第一項に規定する国税関係帳簿(特定国税関係帳簿を除く。)について適用し、同日前に備付けを開始した国税関係帳簿(特定国税関係帳簿を含む。)については、なお従前の例による。
- 2 新電子帳簿保存法第四条第二項及び第五条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行わるる国税関係書類(特定国税関係書類を除く。)について適用し、同日前に保存が行われた国税関係書類(特定国税関係書類を含む。)については、なお従前の例による。
- 3 新電子帳簿保存法第四条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行わるる同項に規定する国税関係書類(特例特定国税関係書類を除く。)について適用し、同日前に保存が行われた第十二条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下この条において「旧電子帳簿保存法」という。)第四条第三項に規定する国税関係書類(特例特定国税関係書類を含む。)については、なお従前の例による。
- 4 新電子帳簿保存法第五条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行わるる同項の国税関係帳簿又は国税関係書類に係る電磁的記録(特定電磁的記録を除く。)について適用し、同日前に保存が行われた国税関係帳簿書類に係る電磁的記録(特定電磁的記録を除く。)については、なお従前の例による。
- 5 前各項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 特定国税関係帳簿 附則第一条第五号子に掲げる規定の施行の際現に旧電子帳簿保存法第四条第一項又は第五条第一項のいずれかの承認を受けている国税関係帳簿
- 二 特定国税関係書類 附則第一条第五号子に掲げる規定の施行の際現に旧電子帳簿保存法第四条第二項又は第五条第二項のいずれかの承認を受けている国税関係書類
- 三 特例特定国税関係書類 附則第一条第五号子に掲げる規定の施行の際現に旧電子帳簿保存法第四条第三項の承認を受けている同項に規定する国税関係書類
- 四 特定電磁的記録 附則第一条第五号子に掲げる規定の施行の際現に旧電子帳簿保存法第五条第三項の承認を受けている国税関係帳簿書類に係る電磁的記録
- 5 新電子帳簿保存法第七条の規定は、令和四年一月一日以後に行う電子取引の取引情報について適用し、同日前に行つた電子取引の取引情報については、なお従前の例による。
- 6 新電子帳簿保存法第八条第四項の規定は、令和四年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限(国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、同法第六十一条第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。次項において「法定申告期限」という。)が到来する国税について適用する。この場合において、旧電子帳簿保存法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項のいずれかの承認を受けている新電子帳簿保存法第八条第四項に規定する財務省令で定める国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムは、同項に規定する財務省令で定める要件を満たして備付け及び保存が行われている同項各号に掲げる国税関係帳簿であつて財務省令で定めるものに係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムとみなす。
- 7 新電子帳簿保存法第八条第五項の規定は、令和四年一月一日以後に法定申告期限(国税通則法第六十八条第三項又は第四項(同条第三項の重加算税に係る部分に限る。)の重加算税については同法第二条第八号に規定する法定納期限とし、国税に関する法律の規定により当該法定納期限とみなされる期限を含む。)が到来する国税について適用する。この場合において、旧電子帳簿保存法第四条第三項の承認を受けている同項に規定する国税関係書類に係る電磁的記録は、新電子帳簿保存法第四条第三項前段に規定する財務省令で定めるところに従つて保存が行われている同項に規定する国税関係書類に係る電磁的記録と、旧電子帳簿保存法第十条の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録(当該保存義務者が同条ただし書の規定により当該電磁的記録を输出することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合における当該電磁的記録を除く。)は、新電子帳簿保存法第七条の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録と、それぞれみなす。
- 8 (政令への委任)
- 第一百三十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。